

公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム 運営委員会規則（改正案）

（平成28年 8月29日制定）

（令和 2年11月17日改正）

（規則第2号）

（趣 旨）

第1条 この規則は、公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に置く運営委員会の組織運営に関して必要な事項を規定する。

（組 織）

第2条 運営委員会は、20人以内で組織し次の者をもって構成する。

- 一 評議会による指名を受けた者
- 二 その他委員長が指名する者

（任 期）

第3条 委員は、2事業年度ごとに全員を改選し、改選を行う事業年度末までの期間を任期とする。

2 委員の改選に際しては、再任を妨げない。

（委員長、および、副委員長）

第4条 運営委員会に委員長、および、副委員長各一人を置き、それぞれ運営委員会において選出する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（招 集）

第5条 委員長、または、委員長の委任を受けた副委員長は、対面による運営委員会を主宰し、これを招集する。

2 委員長、または、委員長の委任を受けた副委員長は、書面（e-mailを含む）による運営委員会を開催することが出来る。

（議 事）

第6条 対面による運営委員会は、委員の過半数の出席、または、委任がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 対面による運営委員会の議事は、出席、または、委任を受けた委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 書面による運営委員会の議事は、委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会において審議する事項は次のとおりとする。

- 一 コンソーシアムの運営に関する事項
- 二 コンソーシアムの運営計画に関する事項
- 三 コンソーシアムの運営に係る規則の制定、および、変更に関する事項
- 四 コンソーシアムに設置する分科会に関する事項
- 五 評議会より案件審議を委託された事項
- 六 その他運営委員会において必要と認めた事項

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、事務局において処理する。

(規則の改正)

第9条 この規則の改正は、運営委員会の議を経て評議会が行う。

(事業年度変更に係る経過措置)

第10条 第5事業年度の運営委員は、第4事業年度終了時の運営委員の任期延長をもって、これを充てる。

2 第3条の規定にかかわらず、延長後の運営委員の任期は令和2年12月31日までとする。

3 本条は、第5事業年度終了後、これを削除する。

附 則

この規則は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。